

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧				新				
2 料金額				2 料金額				
2-1~2-6-2 (略)				2-1~2-6-2 (略)				
2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能				
2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額				2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額				
1 中継局イーサネットスイッチごとに月額				1 中継局イーサネットスイッチごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	406,619円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	267,083円	—	
2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額				2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額				
都道府県の区域ごとに月額				都道府県の区域ごとに月額				
区 分		料金額	備 考	区 分		料金額	備 考	
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	289,444円	—	イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府県の区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,292円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	391,659円				20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	164,147円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	467,279円				30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	195,859円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	529,070円				40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,778円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	583,414円				50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	244,577円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	631,376円				60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	264,702円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	675,082円				70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	283,045円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	715,596円				80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,050円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	752,920円				90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	315,719円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	788,115円				100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	330,496円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,066,669円				200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	447,516円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,272,885円				300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	534,230円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,442,932円				400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	605,792円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,589,575円				500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	667,548円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,721,324円				600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	723,066円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,841,372円				700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	773,681円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,951,846円				800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	820,295円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,054,873円				900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	863,769円
1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,151,517円	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	904,579円					
2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,914,773円	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,227,559円					
3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,481,226円	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,468,090円					
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,950,873円	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,668,066円					
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,358,819円	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,842,192円					
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,723,150円	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,998,046円					
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,056,630円	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,140,975円					
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,363,515円	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,272,763円					

	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,650,188円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	5,920,904円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	L A N型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	229,503円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,550円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	370,509円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	419,502円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	462,591円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,619円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	535,273円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	567,396円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	596,989円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	624,894円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	845,751円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,009,248円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,144,067円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,260,329円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,364,781円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,459,955円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,547,538円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,629,216円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,705,833円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,310,893円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,759,905円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,132,159円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,455,489円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,744,235円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,008,520円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,251,717円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,478,888円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,693,406円	

2-7~2-12 (略)

	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,396,082円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,512,717円	

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フレー ム伝送 機能	L A N型通信網 により通信路の 設定及び伝送を 行う機能(単位料 金区域における 通信に係るもの に限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	214,953円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,942円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	347,191円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	393,176円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	433,634円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	469,355円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	501,917円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	532,111円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	559,936円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	586,182円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	794,160円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	948,447円
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,075,888円
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,185,959円
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,284,976円
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,375,308円
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,458,534円
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,536,233円
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,609,194円
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,187,999円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,620,734円	
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,981,618円	
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,296,706円	
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,579,423円	
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	3,839,242円	
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,079,321円	
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,304,399円	
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	4,517,633円	

2-7~2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	2,167,778円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	6,347,962円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,3855円	_____
		1秒ごとに	0.021679円	_____

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,469,335円	_____
(2) 一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7-2欄で接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	1ポートごとに月額	5,416,667円	_____
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 関門交換機接続ルーティング伝送機能	IGSを経由して、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	1通信ごとに	1,2991円	_____
		1秒ごとに	0.018296円	_____

附 則（平成23年4月4日東相制第10-7044号）

この改正規定は、認可を受けた後、平成23年4月5日から実施し、平成23年4月1日に遡及して適用します。